

第64号議案

臨時代理の承認について

(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定より、その承認を求めます。

令和6年3月19日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について

学校人事課

1. 改正の概要

会計年度任用職員の勤勉手当の新設に伴う改正及び別表に定める通勤手当額の改正をするもの

2. 改正内容

- (1) 会計年度任用職員の勤勉手当の新設に伴い規定を整備する。
- (2) 別表に定める通勤手当額を改正し、令和6年4月1日から交通用具使用者に係る通勤手当額を引き上げる。

3. 施行期日

令和6年4月1日

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十六日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第十三条の見出しを「（期末手当の支給日）」に改める。

第十八条の次に次の十一条を加える。

（勤勉手当を支給しない公立学校等会計年度任用職員）

第十八条の二 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める公立学校等会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当する公立学校等会計年度任用職員とする。

- 一 休職にされている者（第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者を除く。）

- 二 第十二条第一号、第二号及び第四号のいずれかに該当する者

- 三 育児休業職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の公立学校等会計年度任用職員

（勤勉手当の支給日）

第十八条の三 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める日は、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の八に規定する日とする。

（勤勉手当の支給割合）

第十八条の四 条例第六条の二第二項に規定する教育委員会が定める勤勉手当の支給割合については、次条に規定する公立学校等会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十八条の八に規定する公立学校等会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条及び第十八条の九において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第十八条の五 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における公立学校等会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第三の二に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十八条の六 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員（一週間当たりの正規の勤務時間が二十時間未満の公立学校等会計年度任用職員を除く。）として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 第十二条第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として在職した期間

- 二 育児休業職員（第十四条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業をしている公立学校等会計年度任用職員を除く。）として在職した期間

三 休職にされていた期間（第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者の休職の期間を除く。）

四 条例第九条の規定により給与を減額された期間（公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項に規定する休暇の期間を除く。）

五 公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項第四号の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第八条第一項に規定する休日（同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した公立学校等会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日）及び公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第九条第一項の教育委員会が指定する日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

六 公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項第五号の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

七 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

八 基準日以前六箇月の全期間にわたつて勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第十八条の七 第十五条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項」とあるのは「第六条の二第一項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

2 前項の期間の算定については、同項において準用する第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる者にあつては群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の五第二項各号に掲げる期間に相当する期間を、前項において準用する第十五条第一項第三号に掲げる者にあつては前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。

（勤勉手当の成績率）

第十八条の八 成績率は、公立学校等会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該公立学校等会計年度任用職員が次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第六条の二第一項の公立学校等会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百二十一・五以上百分の二百五以下

二 勤務成績が優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満

- 三 勤務成績が良好な公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五
 - 四 勤務成績が良好でない公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五未満
- 2 前項の場合において、公立学校等会計年度任用職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、教育委員会の定めるところによるものとする。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育委員会が定める。

第十八条の九 前条に定めるもののほか、公立学校等会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(勤勉手当基礎額)

第十八条の十 第十六条の規定は、条例第六条の二第二項の勤勉手当基礎額について準用する。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の準用)

第十八条の十一 条例第六条の二第四項の規定により読み替えて準用する学校職員給与条例第二十三条の二及び第二十三条の三の規定を適用する場合には、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十三条の八から第四十三条の十四までの規定を準用する。

(勤勉手当基礎額の端数計算)

第十八条の十二 条例第六条の二第二項の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二(第十八条の五関係)

勤務期間	割合
六箇月	百分の百
五箇月十五日以上六箇月未満	百分の九十五
五箇月以上五箇月十五日未満	百分の九十
四箇月十五日以上五箇月未満	百分の八十
四箇月以上四箇月十五日未満	百分の七十
三箇月十五日以上四箇月未満	百分の六十
三箇月以上三箇月十五日未満	百分の五十
二箇月十五日以上三箇月未満	百分の四十
二箇月以上二箇月十五日未満	百分の三十
一箇月十五日以上二箇月未満	百分の二十
一箇月以上一箇月十五日未満	百分の十五
一箇月未満	零

別表第四中

一九、一六〇円	一八、五一〇円	一七、八六〇円	一七、二一〇円	一六、五六〇円	一五、九一〇円	一五、二六〇円	一四、六一〇円	一三、九六〇円	一三、三一〇円	一二、六六〇円	一二、〇二〇円	一一、三七〇円	一〇、七二〇円	一〇、〇七〇円	九、四二〇円	八、七七〇円	八、一二〇円	七、四七〇円	六、八二〇円	六、一七〇円	五、五二〇円	四、八七〇円	四、二二〇円	四、一〇〇円	二、九二〇円	二、二七〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一九、一九〇円	一八、五四〇円	一七、八九〇円	一七、二四〇円	一六、五九〇円	一五、九四〇円	一五、二九〇円	一四、六四〇円	一三、九九〇円	一三、三四〇円	一二、六九〇円	一二、〇四〇円	一一、三九〇円	一〇、七四〇円	一〇、〇九〇円	九、四三〇円	八、七八〇円	八、一三〇円	七、四八〇円	六、八三〇円	六、一八〇円	五、五三〇円	四、八八〇円	四、二三〇円	四、一〇〇円	二、九三〇円	二、二八〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一九、八一〇円	二〇、四六〇円	二一、一一〇円	二二、四一〇円	二三、〇六〇円	二四、四六〇円	二五、一一〇円	二五、七六〇円	二六、四〇〇円	二八、一七〇円	二八、八二〇円	二九、四七〇円	三〇、一二〇円	三一、七〇〇円	三二、三五〇円	三三、〇〇〇円	三三、六五〇円	三五、〇七〇円	三五、七二〇円	三六、三七〇円	三七、〇二〇円	三八、三三〇円	三八、九八〇円	三九、六三〇円	四〇、二八〇円	四一、五〇〇円	四二、一五〇円	四二、七九〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

一九、八五〇円	二〇、五〇〇円	二一、一五〇円	二二、四五〇円	二三、一〇〇円	二四、五〇〇円	二五、一五〇円	二五、八〇〇円	二六、四五〇円	二八、二二〇円	二八、八七〇円	二九、五二〇円	三〇、一七〇円	三一、七五〇円	三二、四〇〇円	三三、〇六〇円	三三、七一〇円	三五、一三〇円	三五、七八〇円	三六、四三〇円	三七、〇八〇円	三八、三九〇円	三九、〇四〇円	三九、六九〇円	四〇、三四〇円	四一、五六〇円	四二、二一〇円	四二、八六〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、「一七一円」を「一七四円」

一、六〇〇円

一、四三〇円
一、四〇〇円

一、二〇〇円
一、一六〇円

九七〇円
九四〇円

六六〇円
六三〇円

三六〇円
三二〇円

を

を

を

を

を

一、六一〇円

一、四四〇円
一、四一〇円

一、二〇〇円
一、一七〇円

九八〇円
九五〇円

六七〇円
六四〇円

三六〇円
三三〇円

に、

に、

に、

に、

に、

に、
別表第五中
「十三・〇」を「十三・二」に改める。

五二、五六〇円	五一、九一〇円	五一、二六〇円	五〇、六一〇円	四九、五七〇円	四八、九二〇円	四八、二七〇円	四七、六二〇円	四六、五四〇円	四五、八九〇円	四五、二四〇円	四四、五九〇円	四三、四四〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

五二、六四〇円	五一、九九〇円	五一、三四〇円	五〇、六九〇円	四九、六五〇円	四九、〇〇〇円	四八、三五〇円	四七、七〇〇円	四六、六二〇円	四五、九七〇円	四五、三二〇円	四四、六六〇円	四三、五一〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

二、四七〇円	二、五〇〇円		
二、一五〇円	二、一二〇円		
一、七六〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六七〇円
を	を	を	
二、四八〇円	二、五一〇円		
二、一三〇円	二、一六〇円		
一、七七〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六七〇円
に改める。	に、	に、	

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の第十八条の八第一項第一号から第三号までに規定する公立学校等会計年度任用職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、百分の二百五の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則 令和二年三月三十一日教育委員会規則第二十三号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の規定により月額で給料等を定める公立学校等会計年度任用職員に支給する請求の日までの給料等の額は、その給与期間の現日数から週休日(群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十四号。以下「公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則」という。))第三条第一項に規定する週休日をいう。<u>以下同じ。</u>)の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により算出した額とする。</p> <p>(<u>期末手当の支給日</u>)</p> <p>第十三条 条例第六条第一項の教育委員会規則で定める日は、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)第四十四条の八に規定する日とする。</p> <p>(<u>勤勉手当を支給しない公立学校等会計年度任用職員</u>)</p> <p><u>第十八条の二 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める公立学校等会計年度任用職員は、次の各号のいずれかに該当する公立学校等会計年度任用職員とする。</u></p> <p>一 <u>休職にされている者(第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者を除く。)</u></p> <p>二 <u>第十二条第一号、第二号及び第四号のいずれかに該当する者</u></p> <p>三 <u>育児休業職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の公立学校等会計年度任用職員</u></p> <p>(<u>勤勉手当の支給日</u>)</p> <p><u>第十八条の三 条例第六条の二第一項の教育委員会規則で定める日は、群</u></p>	<p>○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則 令和二年三月三十一日教育委員会規則第二十三号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の規定により月額で給料等を定める公立学校等会計年度任用職員に支給する請求の日までの給料等の額は、その給与期間の現日数から週休日(群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十四号。以下「公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則」という。))第三条第一項に規定する週休日をいう_____。)の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により算出した額とする。</p> <p>(<u>_____支給日</u>)</p> <p>第十三条 条例第六条第一項の教育委員会規則で定める日は、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)第四十四条の八に規定する日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の八に規定する日とする。</u></p> <p><u>(勤勉手当の支給割合)</u></p> <p><u>第十八条の四 条例第六条の二第二項に規定する教育委員会が定める勤勉手当の支給割合については、次条に規定する公立学校等会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十八条の八に規定する公立学校等会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条及び第十八条の九において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</u></p> <p><u>(勤勉手当の期間率)</u></p> <p><u>第十八条の五 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における公立学校等会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第三の二に定める割合とする。</u></p> <p><u>(勤勉手当に係る勤務期間)</u></p> <p><u>第十八条の六 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員（一週間当たりの正規の勤務時間が二十時間未満の公立学校等会計年度任用職員を除く。）として在職した期間とする。</u></p> <p><u>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</u></p> <p><u>一 第十二条第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として在職した期間</u></p> <p><u>二 育児休業職員（第十四条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業をしている公立学校等会計年度任用職員を除く。）として在職した期間</u></p> <p><u>三 休職にされていた期間（第十四条第二項第三号イの規定の適用を受ける休職者の休職の期間を除く。）</u></p> <p><u>四 条例第九条の規定により給与を減額された期間（公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項に規定する休暇の期間を除く。）</u></p> <p><u>五 公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項第四号</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日、公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第八条第一項に規定する休日（同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した公立学校等会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日）及び公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第九条第一項の教育委員会が指定する日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>六 <u>公立学校等会計年度任用職員勤務時間等規則第十二条第二項第五号の規定による休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>七 <u>育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>八 <u>基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間</u></p> <p><u>第十八条の七 第十五条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける公立学校等会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項」とあるのは「第六条の二第一項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の期間の算定については、同項において準用する第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる者にあつては群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の五第二項各号に掲げる期間に相当する期間を、前項において準用する第十五条第一項第三号に掲げる者にあつては前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。</u></p> <p><u>(勤勉手当の成績率)</u></p> <p><u>第十八条の八 成績率は、公立学校等会計年度任用職員の職務について監</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該公立学校等会計年度任用職員が次の各号に掲げる公立学校等会計年度任用職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第六条の二第一項の公立学校等会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</u></p> <p><u>一 勤務成績が特に優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百二十一・五以上百分の二百五以下</u></p> <p><u>二 勤務成績が優秀な公立学校等会計年度任用職員 百分の百十以上百分の百二十一・五未満</u></p> <p><u>三 勤務成績が良好な公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五</u></p> <p><u>四 勤務成績が良好でない公立学校等会計年度任用職員 百分の九十八・五未満</u></p> <p><u>2 前項の場合において、公立学校等会計年度任用職員の成績率を同項第四号に該当するものとして定める場合には、当分の間、教育委員会の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>3 第一項第一号及び第二号に掲げる公立学校等会計年度任用職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育委員会が定める。</u></p> <p><u>第十八条の九 前条に定めるもののほか、公立学校等会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u> <u>(勤勉手当基礎額)</u></p> <p><u>第十八条の十 第十六条の規定は、条例第六条の二第二項の勤勉手当基礎額について準用する。</u> <u>(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の準用)</u></p> <p><u>第十八条の十一 条例第六条の二第四項の規定により読み替えて準用する学校職員給与条例第二十三条の二及び第二十三条の三の規定を適用する</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前																																																						
<p><u>場合においては、群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十三條の八から第四十三條の十四までの規定を準用する。</u></p> <p><u>(勤勉手当基礎額の端数計算)</u></p> <p><u>第十八條の十二 條例第六條の二第二項の勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>別表第三の二 (第十八條の五関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>六箇月</u></td><td><u>百分の百</u></td></tr> <tr><td><u>五箇月十五日以上六箇月未満</u></td><td><u>百分の九十五</u></td></tr> <tr><td><u>五箇月以上五箇月十五日未満</u></td><td><u>百分の九十</u></td></tr> <tr><td><u>四箇月十五日以上五箇月未満</u></td><td><u>百分の八十</u></td></tr> <tr><td><u>四箇月以上四箇月十五日未満</u></td><td><u>百分の七十</u></td></tr> <tr><td><u>三箇月十五日以上四箇月未満</u></td><td><u>百分の六十</u></td></tr> <tr><td><u>三箇月以上三箇月十五日未満</u></td><td><u>百分の五十</u></td></tr> <tr><td><u>二箇月十五日以上三箇月未満</u></td><td><u>百分の四十</u></td></tr> <tr><td><u>二箇月以上二箇月十五日未満</u></td><td><u>百分の三十</u></td></tr> <tr><td><u>一箇月十五日以上二箇月未満</u></td><td><u>百分の二十</u></td></tr> <tr><td><u>一箇月以上一箇月十五日未満</u></td><td><u>百分の十五</u></td></tr> <tr><td><u>一箇月未満</u></td><td><u>零</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>別表第四 (第十九條関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">交通用具の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車又は原動機付自転車</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">自転車</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">四輪のもの</th> <th style="text-align: center;">二輪のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片道の使用距離</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二キロメートル以上三キロメートル未満</td> <td style="text-align: center;">二、〇〇〇 円</td> <td style="text-align: center;">二、〇〇〇 円</td> <td style="text-align: center;">二、三〇〇 円</td> </tr> </tbody> </table>	勤務期間	割合	<u>六箇月</u>	<u>百分の百</u>	<u>五箇月十五日以上六箇月未満</u>	<u>百分の九十五</u>	<u>五箇月以上五箇月十五日未満</u>	<u>百分の九十</u>	<u>四箇月十五日以上五箇月未満</u>	<u>百分の八十</u>	<u>四箇月以上四箇月十五日未満</u>	<u>百分の七十</u>	<u>三箇月十五日以上四箇月未満</u>	<u>百分の六十</u>	<u>三箇月以上三箇月十五日未満</u>	<u>百分の五十</u>	<u>二箇月十五日以上三箇月未満</u>	<u>百分の四十</u>	<u>二箇月以上二箇月十五日未満</u>	<u>百分の三十</u>	<u>一箇月十五日以上二箇月未満</u>	<u>百分の二十</u>	<u>一箇月以上一箇月十五日未満</u>	<u>百分の十五</u>	<u>一箇月未満</u>	<u>零</u>	交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車	四輪のもの	二輪のもの	片道の使用距離	の	の		二キロメートル以上三キロメートル未満	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円	二、三〇〇 円	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>別表第四 (第十九條関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">交通用具の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車又は原動機付自転車</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">自転車</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">四輪のもの</th> <th style="text-align: center;">二輪のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片道の使用距離</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二キロメートル以上三キロメートル未満</td> <td style="text-align: center;">二、〇〇〇 円</td> <td style="text-align: center;">二、〇〇〇 円</td> <td style="text-align: center;">二、三〇〇 円</td> </tr> </tbody> </table>	交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車	四輪のもの	二輪のもの	片道の使用距離	の	の		二キロメートル以上三キロメートル未満	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円	二、三〇〇 円
勤務期間	割合																																																						
<u>六箇月</u>	<u>百分の百</u>																																																						
<u>五箇月十五日以上六箇月未満</u>	<u>百分の九十五</u>																																																						
<u>五箇月以上五箇月十五日未満</u>	<u>百分の九十</u>																																																						
<u>四箇月十五日以上五箇月未満</u>	<u>百分の八十</u>																																																						
<u>四箇月以上四箇月十五日未満</u>	<u>百分の七十</u>																																																						
<u>三箇月十五日以上四箇月未満</u>	<u>百分の六十</u>																																																						
<u>三箇月以上三箇月十五日未満</u>	<u>百分の五十</u>																																																						
<u>二箇月十五日以上三箇月未満</u>	<u>百分の四十</u>																																																						
<u>二箇月以上二箇月十五日未満</u>	<u>百分の三十</u>																																																						
<u>一箇月十五日以上二箇月未満</u>	<u>百分の二十</u>																																																						
<u>一箇月以上一箇月十五日未満</u>	<u>百分の十五</u>																																																						
<u>一箇月未満</u>	<u>零</u>																																																						
交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車																																																				
	四輪のもの	二輪のもの																																																					
片道の使用距離	の	の																																																					
二キロメートル以上三キロメートル未満	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円	二、三〇〇 円																																																				
交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車																																																				
	四輪のもの	二輪のもの																																																					
片道の使用距離	の	の																																																					
二キロメートル以上三キロメートル未満	二、〇〇〇 円	二、〇〇〇 円	二、三〇〇 円																																																				

改正後				改正前			
三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>二、二八〇</u> 円			三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>二、二七〇</u> 円		
四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>二、九三〇</u> 円			四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>二、九二〇</u> 円		
五キロメートル以上六キロメートル未満	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円	五キロメートル以上六キロメートル未満	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円	四、一〇〇 円
六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>四、二三〇</u> 円			六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>四、二二〇</u> 円		
七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>四、八八〇</u> 円			七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>四、八七〇</u> 円		
八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>五、五三〇</u> 円			八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>五、五二〇</u> 円		
九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>六、一八〇</u> 円			九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>六、一七〇</u> 円		
十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>六、八三〇</u> 円	六、五〇〇 円	六、五〇〇 円	十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>六、八二〇</u> 円	六、五〇〇 円	六、五〇〇 円
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>七、四八〇</u> 円			十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>七、四七〇</u> 円		
十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>八、一三〇</u> 円			十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>八、一二〇</u> 円		
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>八、七八〇</u> 円			十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>八、七七〇</u> 円		
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>九、四三〇</u> 円			十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>九、四二〇</u> 円		
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>一〇、〇九〇</u> 円	八、九〇〇 円	八、九〇〇 円	十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>一〇、〇七〇</u> 円	八、九〇〇 円	八、九〇〇 円
十六キロメートル以上十七	<u>一〇、七四</u>			十六キロメートル以上十七	<u>一〇、七二</u>		

改正後					改正前				
キロメートル未満	<u>〇円</u>				キロメートル未満	<u>〇円</u>			
十七キロメートル以上十八 キロメートル未満	<u>一一、三九</u> <u>〇円</u>				十七キロメートル以上十八 キロメートル未満	<u>一一、三七</u> <u>〇円</u>			
十八キロメートル以上十九 キロメートル未満	<u>一二、〇四</u> <u>〇円</u>				十八キロメートル以上十九 キロメートル未満	<u>一二、〇二</u> <u>〇円</u>			
十九キロメートル以上二十 キロメートル未満	<u>一二、六九</u> <u>〇円</u>				十九キロメートル以上二十 キロメートル未満	<u>一二、六六</u> <u>〇円</u>			
二十キロメートル以上二十 一キロメートル未満	<u>一三、三四</u> <u>〇円</u>				二十キロメートル以上二十 一キロメートル未満	<u>一三、三一</u> <u>〇円</u>			
二十一キロメートル以上二 十二キロメートル未満	<u>一三、九九</u> <u>〇円</u>				二十一キロメートル以上二 十二キロメートル未満	<u>一三、九六</u> <u>〇円</u>			
二十二キロメートル以上二 十三キロメートル未満	<u>一四、六四</u> <u>〇円</u>	一一、三〇 〇円	一一、三〇 〇円		二十二キロメートル以上二 十三キロメートル未満	<u>一四、六一</u> <u>〇円</u>	一一、三〇 〇円	一一、三〇 〇円	
二十三キロメートル以上二 十四キロメートル未満	<u>一五、二九</u> <u>〇円</u>				二十三キロメートル以上二 十四キロメートル未満	<u>一五、二六</u> <u>〇円</u>			
二十四キロメートル以上二 十五キロメートル未満	<u>一五、九四</u> <u>〇円</u>				二十四キロメートル以上二 十五キロメートル未満	<u>一五、九一</u> <u>〇円</u>			
二十五キロメートル以上二 十六キロメートル未満	<u>一六、五九</u> <u>〇円</u>				二十五キロメートル以上二 十六キロメートル未満	<u>一六、五六</u> <u>〇円</u>			
二十六キロメートル以上二 十七キロメートル未満	<u>一七、二四</u> <u>〇円</u>				二十六キロメートル以上二 十七キロメートル未満	<u>一七、二一</u> <u>〇円</u>			
二十七キロメートル以上二 十八キロメートル未満	<u>一七、八九</u> <u>〇円</u>	一三、七〇 〇円	一三、七〇 〇円		二十七キロメートル以上二 十八キロメートル未満	<u>一七、八六</u> <u>〇円</u>	一三、七〇 〇円	一三、七〇 〇円	
二十八キロメートル以上二 十九キロメートル未満	<u>一八、五四</u> <u>〇円</u>				二十八キロメートル以上二 十九キロメートル未満	<u>一八、五一</u> <u>〇円</u>			
二十九キロメートル以上三 十キロメートル未満	<u>一九、一九</u> <u>〇円</u>				二十九キロメートル以上三 十キロメートル未満	<u>一九、一六</u> <u>〇円</u>			

改正後				改正前			
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>一九、八五</u> 〇円	一六、一〇 〇円	一六、一〇 〇円	三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>一九、八一</u> 〇円	一六、一〇 〇円	一六、一〇 〇円
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>二〇、五〇</u> 〇円			三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>二〇、四六</u> 〇円		
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>二一、一五</u> 〇円			三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>二一、一一</u> 〇円		
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>二一、八〇</u> 〇円			三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>二一、七六</u> 〇円		
三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>二二、四五</u> 〇円			三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>二二、四一</u> 〇円		
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>二三、一〇</u> 〇円	一八、五〇 〇円	一八、五〇 〇円	三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>二三、〇六</u> 〇円	一八、五〇 〇円	一八、五〇 〇円
三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>二四、五〇</u> 〇円			三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>二四、四六</u> 〇円		
三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>二五、一五</u> 〇円			三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>二五、一一</u> 〇円		
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>二五、八〇</u> 〇円			三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>二五、七六</u> 〇円		
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>二六、四五</u> 〇円			三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>二六、四〇</u> 〇円		
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>二八、二二</u> 〇円	二〇、九〇 〇円	二〇、九〇 〇円	四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>二八、一七</u> 〇円	二〇、九〇 〇円	二〇、九〇 〇円
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>二八、八七</u> 〇円			四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>二八、八二</u> 〇円		
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>二九、五二</u> 〇円			四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>二九、四七</u> 〇円		
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>三〇、一七</u> 〇円			四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>三〇、一二</u> 〇円		

改正後				改正前			
十四キロメートル未満	<u>〇円</u>			十四キロメートル未満	<u>〇円</u>		
四十四キロメートル以上四 十五キロメートル未満	<u>三一、七五</u> <u>〇円</u>			四十四キロメートル以上四 十五キロメートル未満	<u>三一、七〇</u> <u>〇円</u>		
四十五キロメートル以上四 十六キロメートル未満	<u>三二、四〇</u> <u>〇円</u>			四十五キロメートル以上四 十六キロメートル未満	<u>三二、三五</u> <u>〇円</u>		
四十六キロメートル以上四 十七キロメートル未満	<u>三三、〇六</u> <u>〇円</u>			四十六キロメートル以上四 十七キロメートル未満	<u>三三、〇〇</u> <u>〇円</u>		
四十七キロメートル以上四 十八キロメートル未満	<u>三三、七一</u> <u>〇円</u>	二一、八〇 〇円	二一、八〇 〇円	四十七キロメートル以上四 十八キロメートル未満	<u>三三、六五</u> <u>〇円</u>	二一、八〇 〇円	二一、八〇 〇円
四十八キロメートル以上四 十九キロメートル未満	<u>三五、一三</u> <u>〇円</u>			四十八キロメートル以上四 十九キロメートル未満	<u>三五、〇七</u> <u>〇円</u>		
四十九キロメートル以上五 十キロメートル未満	<u>三五、七八</u> <u>〇円</u>			四十九キロメートル以上五 十キロメートル未満	<u>三五、七二</u> <u>〇円</u>		
五十キロメートル以上五十一 キロメートル未満	<u>三六、四三</u> <u>〇円</u>			五十キロメートル以上五十一 キロメートル未満	<u>三六、三七</u> <u>〇円</u>		
五十一キロメートル以上五十二 キロメートル未満	<u>三七、〇八</u> <u>〇円</u>			五十一キロメートル以上五十二 キロメートル未満	<u>三七、〇二</u> <u>〇円</u>		
五十二キロメートル以上五十三 キロメートル未満	<u>三八、三九</u> <u>〇円</u>	二二、七〇 〇円	二二、七〇 〇円	五十二キロメートル以上五十三 キロメートル未満	<u>三八、三三</u> <u>〇円</u>	二二、七〇 〇円	二二、七〇 〇円
五十三キロメートル以上五十四 キロメートル未満	<u>三九、〇四</u> <u>〇円</u>			五十三キロメートル以上五十四 キロメートル未満	<u>三八、九八</u> <u>〇円</u>		
五十四キロメートル以上五十五 キロメートル未満	<u>三九、六九</u> <u>〇円</u>			五十四キロメートル以上五十五 キロメートル未満	<u>三九、六三</u> <u>〇円</u>		
五十五キロメートル以上五十六 キロメートル未満	<u>四〇、三四</u> <u>〇円</u>	二三、六〇 〇円	二三、六〇 〇円	五十五キロメートル以上五十六 キロメートル未満	<u>四〇、二八</u> <u>〇円</u>	二三、六〇 〇円	二三、六〇 〇円
五十六キロメートル以上五十七 キロメートル未満	<u>四一、五六</u> <u>〇円</u>			五十六キロメートル以上五十七 キロメートル未満	<u>四一、五〇</u> <u>〇円</u>		

改正後				改正前			
五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	<u>四二、二一</u> 〇円			五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	<u>四二、一五</u> 〇円		
五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	<u>四二、八六</u> 〇円			五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	<u>四二、七九</u> 〇円		
五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	<u>四三、五一</u> 〇円			五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	<u>四三、四四</u> 〇円		
六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>四四、六六</u> 〇円			六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>四四、五九</u> 〇円		
六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>四五、三二</u> 〇円			六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>四五、二四</u> 〇円		
六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	<u>四五、九七</u> 〇円			六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	<u>四五、八九</u> 〇円		
六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	<u>四六、六二</u> 〇円			六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	<u>四六、五四</u> 〇円		
六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	<u>四七、七〇</u> 〇円			六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	<u>四七、六二</u> 〇円		
六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	<u>四八、三五</u> 〇円	二四、五〇 〇円	二四、五〇 〇円	六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	<u>四八、二七</u> 〇円	二四、五〇 〇円	二四、五〇 〇円
六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	<u>四九、〇〇</u> 〇円			六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	<u>四八、九二</u> 〇円		
六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	<u>四九、六五</u> 〇円			六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	<u>四九、五七</u> 〇円		
六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	<u>五〇、六九</u> 〇円			六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	<u>五〇、六一</u> 〇円		
六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	<u>五一、三四</u> 〇円			六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	<u>五一、二六</u> 〇円		
七十キロメートル以上七十	<u>五一、九九</u>			七十キロメートル以上七十	<u>五一、九一</u>		

改正後				改正前			
一キロメートル未満	<u>〇円</u>			一キロメートル未満	<u>〇円</u>		
七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>五二、六四</u> <u>〇円</u>			七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>五二、五六</u> <u>〇円</u>		
七十二キロメートル以上	<u>一七四円</u> を <u>十三・二</u> で除して 得た額に 二・三一円 を加えた 額に片道 の使用距 離から算 出した数 (キロメ ートルを 単位とす る片道の 使用距離 の整数部 分に〇・五 を加えた 数をい う。)を乗 じ、その額 に四十二 を乗じて 得た額に 六、四六〇			七十二キロメートル以上	<u>一七一円</u> を <u>十三・〇</u> で除して 得た額に 二・三一円 を加えた 額に片道 の使用距 離から算 出した数 (キロメ ートルを 単位とす る片道の 使用距離 の整数部 分に〇・五 を加えた 数をい う。)を乗 じ、その額 に四十二 を乗じて 得た額に 六、四六〇		

改正後				改正前			
		円を加えて得た額 (その額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)				円を加えて得た額 (その額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	

別表第五（第十九条関係）

交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車
	四輪のもの	二輪のもの	
片道の使用距離			
二キロメートル以上三キロメートル未満	一〇〇円		
三キロメートル以上四キロメートル未満	一一〇円	一〇〇円	一一〇円
四キロメートル以上五キロメートル未満	一四〇円		
五キロメートル以上六キロメートル未満	二〇〇円		
六キロメートル以上七キロメートル未満	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
七キロメートル以上八キロ	二三〇円		

別表第五（第十九条関係）

交通用具の種類	自動車又は原動機付自転車		自転車
	四輪のもの	二輪のもの	
片道の使用距離			
二キロメートル以上三キロメートル未満	一〇〇円		
三キロメートル以上四キロメートル未満	一一〇円	一〇〇円	一一〇円
四キロメートル以上五キロメートル未満	一四〇円		
五キロメートル以上六キロメートル未満	二〇〇円		
六キロメートル以上七キロメートル未満	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
七キロメートル以上八キロ	二三〇円		

改正後					改正前				
メートル未満					メートル未満				
八キロメートル以上九キロメートル未満	二六〇円				八キロメートル以上九キロメートル未満	二六〇円			
九キロメートル以上十キロメートル未満	二九〇円				九キロメートル以上十キロメートル未満	二九〇円			
十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>三三〇円</u>				十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>三二〇円</u>			
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	三六〇円				十一キロメートル以上十二キロメートル未満	三六〇円			
十二キロメートル以上十三キロメートル未満	三九〇円	三一〇円	三一〇円		十二キロメートル以上十三キロメートル未満	三九〇円	三一〇円	三一〇円	
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	四二〇円				十三キロメートル以上十四キロメートル未満	四二〇円			
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	四五〇円				十四キロメートル以上十五キロメートル未満	四五〇円			
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	四八〇円				十五キロメートル以上十六キロメートル未満	四八〇円			
十六キロメートル以上十七キロメートル未満	五一〇円				十六キロメートル以上十七キロメートル未満	五一〇円			
十七キロメートル以上十八キロメートル未満	五四〇円	四二〇円	四二〇円		十七キロメートル以上十八キロメートル未満	五四〇円	四二〇円	四二〇円	
十八キロメートル以上十九キロメートル未満	五七〇円				十八キロメートル以上十九キロメートル未満	五七〇円			
十九キロメートル以上二十キロメートル未満	六〇〇円				十九キロメートル以上二十キロメートル未満	六〇〇円			
二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>六四〇円</u>	五四〇円	五四〇円		二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>六三〇円</u>	五四〇円	五四〇円	

改正後					改正前						
二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>六七〇円</u>				二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>六六〇円</u>					
二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	七〇〇円				二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	七〇〇円					
二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	七三〇円				二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	七三〇円					
二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	七六〇円				二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	七六〇円					
二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	七九〇円	六五〇円	六五〇円		二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	七九〇円	六五〇円	六五〇円			
二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	八二〇円					二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満			八二〇円		
二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	八五〇円					二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満			八五〇円		
二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	八八〇円					二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満			八八〇円		
二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	九一〇円					二十九キロメートル以上三十キロメートル未満			九一〇円		
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>九五〇円</u>	七七〇円	七七〇円		三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>九四〇円</u>	七七〇円	七七〇円			
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>九八〇円</u>					三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満			<u>九七〇円</u>		
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	一、〇一〇円					三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満			一、〇一〇円		
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	一、〇四〇円					三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満			一、〇四〇円		
三十四キロメートル以上三	一、〇七〇円					三十四キロメートル以上三			一、〇七〇円		

改正後				改正前			
十五キロメートル未満	円			十五キロメートル未満	円		
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	一、一〇〇円	八八〇円	八八〇円	三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	一、一〇〇円	八八〇円	八八〇円
三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>一、一七〇</u> 円			三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>一、一六〇</u> 円		
三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	一、二〇〇円			三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	一、二〇〇円		
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	一、二三〇円			三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	一、二三〇円		
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	一、二六〇円			三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	一、二六〇円		
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	一、三四〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	一、三四〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	一、三七〇円			四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	一、三七〇円		
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>一、四一〇</u> 円			四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>一、四〇〇</u> 円		
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>一、四四〇</u> 円			四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>一、四三〇</u> 円		
四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	一、五一〇円			四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	一、五一〇円		
四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	一、五四〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円	四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	一、五四〇円	一、〇四〇円	一、〇四〇円
四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	一、五七〇円			四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	一、五七〇円		
四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一、六一〇</u> 円			四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一、六〇〇</u> 円		

改正後				改正前			
四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	一、六七〇 円			四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	一、六七〇 円		
四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	一、七〇〇 円			四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	一、七〇〇 円		
五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	一、七三〇 円			五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	一、七三〇 円		
五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一、七七〇</u> 円			五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一、七六〇</u> 円		
五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	一、八三〇 円	一、〇八〇 円	一、〇八〇 円	五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	一、八三〇 円	一、〇八〇 円	一、〇八〇 円
五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	一、八六〇 円			五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	一、八六〇 円		
五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	一、八九〇 円			五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	一、八九〇 円		
五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	一、九二〇 円			五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	一、九二〇 円		
五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	一、九八〇 円			五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	一、九八〇 円		
五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	二、〇一〇 円	一、一二〇 円	一、一二〇 円	五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	二、〇一〇 円	一、一二〇 円	一、一二〇 円
五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	二、〇四〇 円			五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	二、〇四〇 円		
五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	二、〇七〇 円			五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	二、〇七〇 円		
六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>二、一三〇</u> 円	一、一七〇 円	一、一七〇 円	六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>二、一二〇</u> 円	一、一七〇 円	一、一七〇 円
六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>二、一六〇</u> 円			六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>二、一五〇</u> 円		

改正後			改正前		
十二キロメートル未満	円		十二キロメートル未満	円	
六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	二、一九〇円		六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	二、一九〇円	
六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	二、二二〇円		六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	二、二二〇円	
六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	二、二七〇円		六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	二、二七〇円	
六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	二、三〇〇円		六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	二、三〇〇円	
六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	二、三三〇円		六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	二、三三〇円	
六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	二、三六〇円		六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	二、三六〇円	
六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	二、四一〇円		六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	二、四一〇円	
六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	二、四四〇円		六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	二、四四〇円	
七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	<u>二、四八〇円</u>		七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	<u>二、四七〇円</u>	
七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>二、五一〇円</u>		七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>二、五〇〇円</u>	
七十二キロメートル以上	別表第四の七十二キロメートル以上の項に規定する額		七十二キロメートル以上	別表第四の七十二キロメートル以上の項に規定する額	

改正後					改正前				
		を二十一 で除して 得た額（そ の額に一 〇円に満 たない端 数がある ときは、こ れを四捨 五入して 得た額）					を二十一 で除して 得た額（そ の額に一 〇円に満 たない端 数がある ときは、こ れを四捨 五入して 得た額）		

附 則（令和六年二月二六日教育委員会規則第七号）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十八条の八第一項第一号から第三号までに規定する公立学校等会計年度任用職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、百分の二百五の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。